

丹南青少年愛護センター常任補導委員勤務規程

平成3年3月27日訓令第1号
改正 平成24年4月1日訓令第1号

第1条 この規程は、丹南青少年愛護センター設置条例（平成3年福井県丹南広域組合条例第2号）第5条の規定にもとづく、丹南青少年愛護センター常任補導委員（以下「常任補導委員」という。）の職務について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 常任補導委員の勤務時間は、1週について31時間とする。ただし、任命権者が勤務の特殊性その他特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

第3条 常任補導委員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 街頭補導および少年相談をおこなうこと。
- (2) 補導委員の指導と連携を行なうこと。
- (3) 補導、相談に関する調査および研究を行なうこと。
- (4) 前号のほか、丹南青少年愛護センター補導委員勤務規程によるものとする。

第4条 常任補導委員は、丹南青少年愛護センター所長の指揮により、業務に従事する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成24年訓令第1号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。